

各位

株式会社富山第一銀行

仕事と育児・介護の両立を支援する柔軟な働き方の導入

当行は、2025年4月1日から2025年10月1日にかけて段階的に施行される育児介護休業法の改正への対応として、以下の独自の取組を2025年4月1日より実施することとしました。

今回の取組を通して、法改正の趣旨である「子の年齢に応じた柔軟な働き方および介護離職防止に向けた働き方により男女とも仕事と育児・介護の両立を可能とすること」を実現できる環境を整備し、より柔軟で働きやすい企業を目指してまいります。

法改正項目		当行独自の取組	(参考)改正法が求める内容
子の看護等休暇	対象となる子の範囲	・ 中学校1年生の入学式まで	・ 小学校3年生修了まで
	状況に応じた配慮	・ 子に障がいがある場合や医療的ケアを要する場合は18歳に達する年度末まで利用可能	・ 子に障がいがある場合は利用可能期間を延長することが望ましい
育児短時間勤務制度	対象となる子の範囲	・ 小学校4年生の4月の始業式まで	・ 小学校就学の始期まで
	状況に応じた配慮	・ 子に障がいがある場合や医療的ケアを要する場合は18歳に達する年度末まで利用可能	・ なし
育児のためのテレワーク		・ 導入	・ 努力義務
介護のためのテレワーク		・ 導入	・ 努力義務

※上記以外に対応が必要となる法改正項目につきましては、2025年4月1日に規程を改訂し実施致します。
(2025年4月1日施行分・2025年10月1日施行分ともに実施致します)

以上

【本件に関するお問合せ先】
人事企画部 : 野崎、山本
TEL 076-424-1217